

令和 7 年度 外国につながる子ども向け寺子屋事業実施業務委託 仕様書

1 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

2 履行場所

別紙「令和 7 年度 外国につながる子ども向け寺子屋事業実施業務委託 業者選定実施要領」の「3 履行場所等」に掲げる行政区のうち 1 箇所

3 業務目的

本市では、子どもたちの学習意欲の向上や豊かな人間形成を主な目的として、「地域の寺子屋事業」をはじめとした地域ぐるみで子どもたちの学習を支援する取組を進めている。

しかし、一部の外国籍や帰国子女の児童など、学校での学習に援助を必要とする外国につながる子どもたちは、そういった学習支援を受ける前提としての生活言語や学習言語などを習得できていない等の理由で「地域の寺子屋事業」などの取組を享受できていない現状がある。

本業務は、学校での学習に援助を必要とする外国につながる子どもたちが、「地域の寺子屋事業」をはじめとした地域ぐるみによる学習支援等を享受できるための支援の一つとして、地域人材を活用しながら生活言語や学習言語などの基礎的な学習支援等を実施するために必要な業務を委託するものである。

4 業務内容

受託者は、別紙「令和 7 年度 外国につながる子ども向け寺子屋事業実施業務委託 業者選定実施要領」の「3 履行場所等」に掲げる行政区のうち 1 箇所において定められた会場、時間帯及び対象者に基づいて、次に掲げる業務を行うこと。

(1) 全体統括

本業務の実施にあたっては、運営等の統括責任者を定めた上で実施計画書等を提出し、情報を一元管理の上、本業務が円滑に進行するよう、本市と協議の上、適正に運営管理すること。

(2) 事前準備

ア 国及び本市の関連法規、プロポーザル評価委員会において受託者が提案した内容等を踏まえ、実施計画書等を作成し、本市と協議の上、決定すること。

イ 地域人材を活用しながら、生活言語や学習言語などの基礎的な学習支援等に必要な人材を確保すること。

ウ チラシ等を作成の上、必要な広報活動を行うこと。

エ 本業務の実施に必要な参加者の情報をあらかじめ把握し、適切に管理すること。

オ 実施に伴って必要な物品等を用意し、不足が無いようにすること。

カ その他付随する業務全般を管理すること。

(3) 当日運営等

ア 当日の現場責任者を 1 名以上配置すること。

イ 会場内での事前準備、及び終了後の撤収を行うこと。

ウ 実施中は安全面に十分注意するとともに、緊急時の動線を確保すること。

エ 学習支援等の実施にあたっては、参加者個々の日本語習熟度に応じた丁寧な支援を行うとともに、円滑に実施されるよう、適正に運営管理すること。

(4) その他

ア 学習支援等の状況については、学校関係者等と適切に共有をすること。

イ 地域人材の確保、及び養成に向けた研修会等の実施に努めること。

5 成果物

受託者は、本業務の履行期限内に電子データで下記成果物を納品すること。

(1) 実施計画書

(2) チラシ等

(3) 実施報告書（実施日、参加者数、従事者数等）

(4) 収支報告書

(5) 業務完了届

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、本市と協議のうえ、その一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

業務に係る個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の本旨に従い、本市と十分に協議の上、適切に取り扱うこと。また、本委託業務の履行に伴い、又はこれに関連して知り得た業務上の情報を第三者に漏えいしないこと。

7 その他

(1) 受託者は、本市が指定する期日までに関係書類を提出することとし、成果物の編集等については、本市と十分協議すること。

(2) 本市の所持する資料のうち、当該業務に必要な資料は別途貸与するが、丁寧に取扱い、業務終了後は、速やかに返納すること。なお、貸与を受けた資料及び当該業務の成果は、許可なく外部に漏らしてはならない。

(3) 本業務に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、すべて本市に帰属するものとする。また、本市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、又は二次利用する権利を

有するものとする。

- (4) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、受託者は、本市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。
- (5) 自然災害や社会情勢等の変化により、実施内容等に変更が生じる場合や、中止となる場合には、本市と本件委託に係る事業の内容や契約金額等について再度協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項、又は不明な点がある場合は、本市の条例又は規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定するものとする。